

# 山梨県と株式会社クスリのサンロードとの包括連携協定締結式

日時 令和3年4月8日（木）13:00～

場所 防災新館401・402会議室

## 次 第

1 開式

2 協定書署名

山梨県知事

長崎 幸太郎

株式会社クスリのサンロード 代表取締役社長 樋口 俊英

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 樋口社長あいさつ

6 共同記者会見

7 閉式

# 山梨県と株式会社クスリのサンロードとの包括連携に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社クスリのサンロード（以下「乙」という。）は、県民が健康的で安心して暮らせる社会の実現に向け、相互に連携し、県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民が健康的で安心して生活できる環境づくりを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）防災及び減災に関すること。
- （2）地域の安全・安心に関すること。
- （3）高齢者及び介護事業の支援に関すること。
- （4）健康増進・食育に関すること。
- （5）観光振興に関すること。
- （6）環境対策に関すること。
- （7）山梨の未来を担う子どもの育成に関すること。
- （8）その他県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

## （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条定める協力により知り得た個人情報やその他プライバシー等の情報を他に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、前条に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の非公開情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月8日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県知事

---

乙 山梨県甲府市後屋町452  
株式会社クスリのサンロード  
代表取締役社長

---